

# 令和5年3月決算における税務上の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人 税理士 中村 浩子  
なかむら ひろこ

令和5年3月決算においては、主に令和4年度税制改正の内容が初めての適用を迎える。

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置の抜本的強化（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組）やオープンイノベーション促進措置の拡充が行われている。

また、令和4年4月1日以後開始事業年度については、連結納税制度がグループ通算制度に改組され、令和4年度税制改正により、その投資簿価修正制度の内容の一部見直しが行われた。

本稿では、これらのうち、主要な事項についての解説

## 法人課税

### 1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）の改組

#### （1）賃上げ促進税制の適用関係

賃上げ促進税制による特別控除制度は、2つの措置により構成されており、それぞれの措置に係る適用関係、対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

項目	内容	
	大企業向け	中小企業向け
適用関係	令和4年4月1日から令和6年3月31までの間に開始する各事業年度	
対象法人	全ての青色申告法人 (設立事業年度は対象外)	青色申告書を提出する中小企業者等 (設立事業年度は対象外)
税額控除限度額	当期の法人税額の20%	

#### （2）大企業向け賃上げ促進税制（旧人材確保等促進税制）

賃上げ促進税制の適用要件について、継続雇用者に対する給与等支給額の増加に着目した措置に改正された。

また、賃上げや教育訓練に積極的な企業については、税額控除率が上乗せされる。

具体的には、令和4年4月1日から令和6年3月31までの間に開始する各事業年度において、青色申告書提出法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上あるときは、控除対象雇用者給与等支給增加額の15%の税額控除ができる措置に改正された。また、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が4%以上あるときは、税額控除率に10%を上乗せし（25%の税額控除率）、教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上あるときは、税額控除率に5%が上乗せされる（20%又は30%の税額控除率）（措法42の12の5①）。

なお、一定規模以上の大企業についてはマルチステークホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される公表に関する通知書の写しを申告書に添付する必要がある。

項目		改正前	改正後
適用要件	①賃上げ要件 A	雇用者給与等支給額>前期の雇用者給与等支給額	
	B	新規雇用者給与等支給額≥前期の新規雇用者給与等支給額×102%	継続雇用者給与等支給額 <sup>*1</sup> ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額×103%
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	継続雇用者給与等支給額≥前期の継続雇用者給与等支給額×104%
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	教育訓練費 <sup>*2</sup> ≥ 前期の教育訓練費×120%	
	マルチステークホルダーフォンの公表	無し	事業年度終了の日における、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、経済産業省の告示に従って、①マルチステークホルダーフォンをホームページに公表し、②公表した旨を経済産業大臣へ届出て、③経済産業大臣から発出される届出の受理通知書の写しを申告書に添付する必要がある。 <sup>*3</sup>
税額控除	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額×15%	控除対象雇用者給与等支給増加額 <sup>*4</sup> ×15%
	適用要件②（上乗せ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 <sup>*4</sup> ×25%
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額×20%	控除対象雇用者給与等支給増加額 <sup>*4</sup> ×20%
	適用要件②（上乗せ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 <sup>*4</sup> ×30%
	限度額	当期の法人税額の20%	
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外）	

\*1 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者（適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給がある雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう）に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除する。

例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。

\*2 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部研修参加費等を指す。

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならない。

\*3 マルチステークホルダーフォンの公表とは、経済産業省の告示に従い、従業員や取引先等、事業上の関係者との関係構築の方針として、給与等の支給額の引上げや取引先との適切な関係構築等の方針を自社のホームページに公表する手続をいう。また、経済産業大臣へ公表した旨を届け出る手続は、経済産業省の申請ウェブサイトから行う必要がある。

\*4 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう（出向負担金等を除いて計算）。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

### (3) 中小企業向け賃上げ促進税制（旧所得拡大促進税制）

中小企業における賃上げ促進税制について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、税額控除率の上乗せ措置が次のように見

直された上、適用期限が1年延長された（措法42の12の5②）。

■雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する（30%の税額控除率）

■教育訓練費の額の前期教育訓練費の額の額に対する増  
加割合が10%以上である場合、税額控除率に10%を  
加算する（25%又は40%の税額控除率）

項目		改正前	改正後
適用要件	①賃上げ要件	雇用者給与等支給額≥前期の雇用者給与等支給額×101.5%	
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	雇用者給与等支給額≥前期の雇用者給与等支給額×102.5%
	A	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額×102.5%	教育訓練費 <sup>*1</sup> ≥ 前期の教育訓練費×110%
		以下のいずれかの要件を満たす A) 教育訓練費 ≥ 前期の教育訓練費の年平均額×110% B) 期末日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明されたものであること	
	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給增加額 <sup>*2</sup> ×15%	
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給增加額 <sup>*2</sup> ×30%
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給增加額×25%	
税額控除	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給增加額 <sup>*2</sup> ×40%
	限度額	当期の法人税額の20%	
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外）	

\*1 大企業向け賃上げ促進税制（1）の\*2を参照

\*2 大企業向け賃上げ促進税制（1）の\*4を参照

## 2. 大企業についての一定の租税特別措置の停止措置の見直し

平成30年度税制改正により導入され、令和3年度税制改正により適用期限の延長、停止対象の税額控除が拡大された大企業についての一定の租税特別措置の停止措置について、以下のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、現行の「継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）」と強化された（措法42の13⑤、68の15の8⑥）。

■資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である

■前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合

この一定の租税特別措置の停止は「ムチ税制」とも呼

ばれ、一定の要件を満たさない大企業について、対象となる租税特別措置が適用できないとされるものである。

具体的には、大企業が前期比で所得が増加しているにもかかわらず、賃上げ要件及び設備投資要件（国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること）のどちらも満たさない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないとされている。この見直しでは、所得が拡大しているにもかかわらず、賃上げにも投資にも、特に消極的な一定規模以上の大企業に対し、停止措置が更に強化されることとなった。

停止措置の対象制度は、以下のとおりである。

- 研究開発税制
- 地域未来投資促進税制
- 5G投資促進税制
- DX投資促進税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

### 3. オープンイノベーション促進税制の拡充

青色申告書を提出する株式会社等が、スタートアップ企業（特別新事業開拓事業者）とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得株式の取得価額の25%相当

額を課税所得から控除できる課税の特例（オープンイノベーション促進税制）について、次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長された（措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13②、産業競争力強化規則2二）。

項目	改正前	改正後
特別新事業開拓事業者（スタートアップ企業）の設立日以降の期間に係る要件	設立日以後10年未満であること	設立日以後10年未満※であること ※売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社については15年未満
特定株式の保有見込期間要件及び特別勘定の益金算入期間	5年	3年
適用期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間内の日を含む事業年度
特定株式の取得期限	令和4年3月31日	令和6年3月31日

### 4. 5G投資促進税制の見直し

青色申告書を提出する法人が、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の規定に基づく認定導入計画に従って、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合、当該設備の取得価額の15%相当額の税額控除又は30%相当額の特別償却を適用できる課税の特例（5G投資促進税制）につ

いて、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長された（措法42の12の6①②、措規20の10の2）。

#### (1) 適用要件等の見直し

安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、適用要件等の見直しが行われ、適用期限が令和7年3月31日までに延長された（措法42の12の6①、措規20の10の2）。

項目	改正前	改正後
適用要件	(全国5G) 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く）の開設時期が属する年度より前の年度に開設されたものであること	➤ 左記要件を廃止 ➤ 5G高度特定基地局を追加
	—	➤ 補助金等の交付を受けたものを除外
対象設備	■全国5G（送受信装置、空中線（アンテナ）（3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備を行うために用いられるものに限る））	➤ 左記の括弧書きの無線設備について、多素子アンテナを用いないものを追加（*1） ➤ マルチベンダー構成のものに限定 ➤ スタンドアロン方式のものに限定
	■ローカル5G（送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、交換設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの））	➤ 導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定（*2）
設備取得・事業供用開始期限	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで

(\*1) 条件不利地域以外の地域については令和6年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用

(\*2) 例として、導入の主たる目的が「集合住宅等の一般家庭向けにインターネットサービスを提供すること及びそれに類すること」であるものは適用対象外とされている（経済産業省「5G導入促進税制Q&A」7頁）

#### (2) 税額控除率の見直し

税額控除率については、地方を中心に集中的な整備が図られるよう、以下のとおり段階的に引き下げられる（措法42の12の6②）。なお、特別償却を選択した場合

の特別償却率（30%）については変更されていない。

設備	改正前	改正後		
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
全国5G（条件不利地域）、ローカル5G	15%	15%	9%	3%
全国5G（条件不利地域以外）		9%	5%	

## 5. 交際費等の損金不算入制度等の期限延長

交際費等の損金不算入制度についてその適用期限が2年延長されたとともに、接待飲食費に係る損金算入の特

例期限が2年延長された。中小法人に係る損金算入の特例の適用期限についても、2年延長された（措法61の4）。

資本金の額等に応じた各種制度の適用関係は、次の表のとおりである。

項目	資本金の額等>100億円	100億円≤資本金の額等>1億円	資本金の額等≤1億円
接待飲食費に係る特例	適用なし	適用あり	適用あり
中小法人の特例	適用なし	適用なし	選択適用

## 6. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等

次の制度について、次の表のとおり対象資産が見直さ

れ、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については適用期限が2年延長された（法令133、133の2、措法67の5）。

項目	改正後
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	■ 対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるもの除く）の用に供したものが除外された
一括償却資産の損金算入制度	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの除く）の用に供した資産が除外された
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの除く）の用に供した資産が除外された ■ 適用期限2年延長

## 7. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

### （1）概要

法人事業税の所得割の標準税率について、改正前では3未満の都道府県において事務所又は事業所を設けて事

業を行う場合に、所得金額に応じた軽減税率が適用されていた。しかし、本改正により、資本金が1億円超の大法人である外形標準課税適用法人について、以下のとおり軽減税率の適用を廃止することとされた（地法72の24の7①一ハ）。

	年400万円以下の所得	年400万円超800万円以下の所得	年800万円超の所得
改正前	0.4% (1.44%)	0.7% (2.52%)	1.0% (3.6%)
改正後		1.0% (3.6%)	

（＊）上記括弧書は、法人事業税の所得割の標準税率に特別法人事業税（所得割標準税率×260%）を加味した税率

## (2) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

## 8. 完全子法人株式等に係る配当等についての源泉徴収の廃止

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さず、その配当等に係る所得の源泉徴収は行わないこととされ、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される（所法177、212）。

■完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に係る配当等

■配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数に占める割合が3分の1超である場合における当該他の法人の株式等に係る配当等

完全子法人株式等（株式等保有割合100%）及び関連

法人株式等（株式等保有割合3分の1超）に係る受取配当等については、配当等計算期間にわたる継続保有を要件に、受取法人において100%益金不算入となるが（関連法人株式等の配当等については負債利子控除後の金額）、改正前ではいったん源泉徴収をすることとされていた。これらの配当等に係る源泉徴収が不適用となる。なお、3分の1超保有する場合の判定は、あくまでも配当等基準日時点の現況により行い、継続保有要件は課されない。

## 9. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等における簿外経費の取扱い

### (1) 概要

税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応として、以下の措置が設けられた（法法55③）。

区分	要件及び事由
①対象となるケース	法人が隠蔽仮装※1行為に基づき確定申告書を提出している場合又は無申告の場合
②対象となる費用等	以下の費用の額等※2で、③に掲げる場合に該当するものを除く ■ 上記①の確定申告書に係る事業年度の売上原価の額（販売した資産の取得に直接要した額等を除く） ■ 上記①の確定申告書に係る事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額
③除外される要件	■ 保存する帳簿書類等により上記②の費用等の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの中の額が明らかである場合（災害その他やむを得ない場合を除く） ■ 保存する帳簿書類等により上記②の費用等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合であって、税務当局の反面調査等によって、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合
④所得計算上の取扱い	その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない

※1 隠蔽仮装とは、いわゆる二重帳簿の作成、帳簿書類の隠匿・虚偽記載等、証明書その他の書類を改ざんなどの事実がある場合をいう。

※2 その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、上記②の費用等の額のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外される（すなわち、上記③の要件を充足しなくても従来どおり直ちに損金不算入とはならない）。

## (2) 適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

調和した生産活動に取り組もうとする農林漁業者等を後押しすることを目的として、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の制定に関し、設備投資に対する税制上の支援措置が創設された（措法44の4）。

## 10. その他

### (1) 環境負荷低減事業活動用資産・基盤確立事業用資産の特別償却

農林水産業の持続可能性を確保する観点から、環境と

区分	要件及び事由	
	①環境負荷低減事業活動用資産	②基盤確立事業用資産
適用事業者	青色申告書を提出する法人で農林漁業者であるもの	青色申告書を提出する法人
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けること</li> <li>■ 環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をすること</li> <li>■ その法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の基盤確立事業実施計画の認定を受けること</li> <li>■ 基盤確立事業用資産※2の取得等をすること</li> <li>■ その法人の一定の基盤確立事業の用に供すること</li> </ul>
措置内容	取得価額の32%（建物及びその付随設備並びに構築物は16%）の特別償却	
適用期限	同法の施行の日（令和4年7月1日）から令和6年3月31日までに取得等・事業供用について適用	

※1 環境負荷低減事業活動用資産とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画等に記載された環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、一定の要件に該当するもののうち、その取得価額が100万円以上であること。

※2 基盤確立事業用資産とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材（普及割合が一定割合以下のものに限る）を製造する専門の設備等であること。

## (2) 地方拠点強化税制の見直し

行われた上で、適用期限が2年延長された。

地方拠点強化税制について、次の表のとおり見直しが

項目	改正後
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法42の11）（オフィス減税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（現行：2年）を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等が対象</li> <li>■ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げられた</li> <li>■ 適用期限2年延長</li> </ul>
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（措法42の12）（雇用促進税制）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」との要件が廃止された</li> <li>■ 対象雇用者の範囲に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が加えられた</li> <li>■ 対象雇用者の範囲から、有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外された</li> <li>■ 適用期限2年延長</li> </ul>
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件（関係法令の改正を前提とした見直し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件について、「事業者の立地を目的として地方公共団体によって産業基盤となる情報通信環境が整備され、又は整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たすことが不要とされた</li> <li>■ 特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門のために使用される事務所が加えられた</li> <li>■ 特定業務施設において常時雇用する従業員の数及び特定業務施設において増加させる見込まれる常時雇用する従業員の数に関する要件について、中小企業者の場合には1人以上（現行：2人以上）とされた</li> </ul>
雇用促進計画の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から3月以内（現行：2月以内）とされた</li> </ul>

## (3) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた措置の創設

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正

を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行の日（令和4年10月1日）から令和6年3月31日までの間に、輸出

事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却ができることとされた（措法46の2）。

輸出事業用資産	割増償却率	その他の要件
認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する右記資産のうち、次の要件等に該当するもの ■ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと ■ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと	建物及びその附属設備構築物 35%	割増償却は、輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度のみ、適用できる
	機械装置 30%	

#### （4）固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化

次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いが法令上明確化された（法法42他）。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

- 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

#### （5）その他の租税特別措置等

その他の租税特別措置等について、次のとおり適用期限の延長及び内容の見直し等が行われた。

項目	延長及び見直し等の内容
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（措法42の10）	■ 適用期限2年延長
海外投資等損失準備金制度（措法55）	■ 適用期限2年延長
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（措法66の12）	■ 対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置が租税特別措置法に規定された ■ 不適用措置の適用期限2年延長
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（措法42の11）	■ 関係法令の改正を前提に対象事業から付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業が除外された ■ 適用期限2年延長
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度（旧措法46）	■ 適用期限の到来をもって廃止
倉庫用建物等の割増償却制度（措法48）	■ 割増償却率が8%（現行：10%）に引き下げられる ■ 関係法令の改正を前提に対象となる特定流通業務施設の設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有することとの要件が加えられた ■ 適用期限2年延長
特定災害防止準備金制度（旧措法56）	■ 適用期限の到来をもって廃止 ■ 令和4年3月31日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けていた法人について、次の経過措置が講じられた ➤ 令和6年3月31日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てが認められる ➤ 同年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して1年ごとに6分の1ずつ縮小した率による積立てが認められる

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係法令の改正を前提に対象事業から次の事業が除外された           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするための経営管理の支援、保育サービス又は介護サービスの提供、家事支援活動、外国语による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業</li> <li>➢ 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させる事業その他の外国人旅客の滞在に資する役務を提供する事業</li> </ul> </li> <li>■ 適用期限2年延長</li> </ul>
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例（旧措法66の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用期限が到来したため、その規定が削除された</li> </ul>
農業協同組合等の合併に係る課税の特例（措法68の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適用対象から、出資を有しない組合のみで行う合併が除外された</li> <li>■ 適用期限3年延長</li> </ul>

## 11. グループ法人税制

令和2年度税制改正により連結納税制度はグループ通算制度に改組されたが、それに伴い、通常の単体申告を行っている法人にも影響のある改正（グループ法人税制についての改正）が行われ、令和4年4月1日以後開始事業年度について適用が開始される。

本改正は、グループ通算制度を適用している場合のみならず、通常の単体申告を行っている場合でも適用されるため注意が必要である。

本改正は原則として、令和4年4月1日以後開始事業年度について適用される。

具体的な改正内容は次のとおりである。

項目	改正内容
受取配当等の益金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う</li> <li>■ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限）に変更される</li> </ul>
寄附金の損金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額とされる</li> </ul>
貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人間の金銭債権が貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外される</li> </ul>
資産の譲渡に係る特別控除額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額が損金不算入とされる</li> </ul>

## グループ通算制度

連結納税制度は、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後開始事業年度につきグループ通算制度に改組されたが、その適用開始に当たっての最終の手直しが行われ、投資簿価修正等について一部見直された。

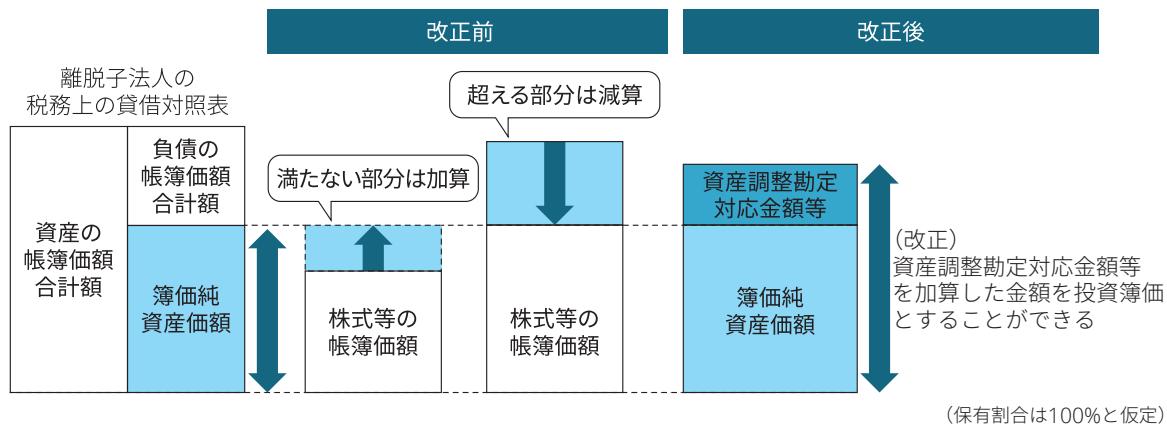
価額とされる金額（離脱する通算子法人の簿価純資産価額）にその資産調整勘定対応金額等を加算できる特例が設けられた。グループ通算制度における投資簿価修正を行いうと過年度に支出した買収プレミアム相当額の損金算入機会が失われる場合があり、経済界からの税制改正要望が強まったため、これに対応したものである。

改正前のグループ通算制度における投資簿価修正の基本的な考え方とは、離脱子法人への投資簿価を、その中身である離脱子法人の簿価純資産価額で測るものである。具体的には、通算グループから通算子法人が離脱する場合、その株式等を保有する通算法人において、その帳簿価額が離脱子法人の簿価純資産価額×保有割合に等しくなるように、投資簿価を修正することとされている（法令119の3⑤、119の4①）。

### 1. 投資簿価修正制度の見直し

#### (1) 見直しの概要

通算子法人の通算グループ離脱時に、その離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、離脱子法人株式の投資簿価修正をするに当たり、離脱子法人株式の帳簿



この投資簿価修正を行うと、通算子法人株式を外部譲渡した場合に、株主である通算法人において計上される譲渡損益は、当該通算子法人における資産・負債の含み損益相当のみになる。

そのため、過年度に業績を期待してプレミアムを付けて買収した子法人について、結果的に業績が上がらず、投資簿価がその中身に比して高くなっているような場合に、当該投資簿価修正を行うと、その投資簿価が簿価純資産に等しくなるよう株式帳簿価額が修正され、株式譲渡損がほとんど計上されない結果になる点が問題となっていた。

そこで、過年度に支出したプレミアム相当分（資産調整勘定対応金額等）の概念を導入し、その金額について投資簿価に加算できるよう、改正が行われることになった。

なお、当該措置については、連結納税制度からグループ通算法人に移行したグループの連結開始・加入法人についても対象となることとされている。

また、対象となる離脱子法人からは、主要な事業の継

続が見込まれないことにより離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人が除かれる。

## (2) 資産調整勘定対応金額等とは

離脱子法人株式の帳簿価額とされる金額に加算できる「資産調整勘定対応金額等」の計算方法は、以下のとおりとされており、その子法人を買収したときの株式取得価額のうち、個別資産・負債の時価を超える金額として次のように算出される。

### ■資産調整勘定対応金額等

=離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額

⇒非適格合併の合併法人における受け入れ処理を転用し、子法人株式取得時の買収プレミアム的な部分を次のように計算することになる

$$\text{資産調整勘定対応金額等} = \text{通算子法人株式の取得価格} - \text{個別資産・負債の時価純資産価格}$$

(営業権にあっては資産として取引される慣習のあるものに限る)

- 子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額
- 当該通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零
- 当該措置を適用するかどうかについては離脱子法人ごとに判断し、適用する場合にはそれぞれ全ての取得の時の資産調整勘定対応金額等を加算・減算する必要がある。
  - ❖ ただし、対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、当該取得の時における資産調整勘定対応金額等の計算が困難であると認められる場合において、以下の双方に該

当するときは、課税上弊害がない限り、当該特例の適用を受けることができる（法基通2-3-21の4）。

- 当該取得の時において計算される資産調整勘定対応金額等を零とする
- その後に追加取得した対象株式について各追加取得の時における資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存する
- ❖ 計算が困難とした部分に負債調整勘定対応金額（マイナスの資産調整勘定対応金額）が見込まれる場合には、課税上弊害がある場合に該当するとされており、注意が必要である。

### (3) 適用要件

当該措置の適用は、離脱子法人の株式を保有する各通算法人の全てが以下の明細書の添付を行い、そのうちのいずれかの法人が書類を保存している場合に限られる（法令119の3⑥、法規27①一）。

■その離脱子法人に係る資産調整勘定対応金額等について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書の添付が必要

■計算の基礎となる事項を記載した書類を保存

## 2. 通算子法人離脱等に伴う資産の時価評価対象の見直し

通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産から除外される資産から帳簿価額1,000万円未満の営業権が除外され、営業権については帳簿価額を問わず時価評価対象とされる。

離脱時の時価評価の対象になる場合	対象資産	改正後
①当該離脱法人の離脱直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が当該通算法人であった内国法人において引き続き行われることが見込まれていない場合	固定資産、土地等、有価証券、金銭債権、繰延資産	帳簿価額1,000万円未満の資産は対象外とされているが、営業権については帳簿価額を問わず対象とされる
②当該離脱法人の株式又は出資を有する他の通算法人において、離脱直前事業年度終了の時後に当該株式又は出資の譲渡又は評価替えによる損失の額が生ずることが見込まれている場合（①に該当する場合を除く）	当該通算法人が離脱直前事業年度終了の時に有する①の資産のうちその時後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由が生ずることが見込まれているもの（帳簿価額が10億円を超えるものに限る）	改正無し

## 国際課税／組織再編

### 1. 外国法人に対する過大支払利子税制の適用範囲の見直し

#### (1) 概要

外国法人について、過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）は、恒久的施設帰属所得の計算においてのみ適用することとされていた。今般の改正により、外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上も本制度が新たに適用され、適用範囲が拡大されている（措法66の5の2⑧）。

- 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得
- 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得この結果、外国法人において過大支払利子税制の適用対象となる所得は、下図の緑枠内（現行）に水色枠内（改正により追加）を加えたものとなる。

## 外国法人に対する過大支払利子税制の適用範囲

※灰色部分=外国法人の法人税の課税対象

		区分		
		外国法人		PEを有しない 外国法人
		PEを有する外国法人	PEに帰属す る所得	
国内 源泉 所得	(事業所得)			
	①国内にある資産の運用・保有 (下記⑥～⑬に該当するものを除く)			
	②国内にある資産の譲渡 (右のものに限る)	国内にある不動産の譲渡 国内にある不動産の上に存する権利等の譲渡 国内にある山林の伐採又は譲渡 買い集めした内国法人株式の譲渡 事業譲渡類似株式の譲渡 不動産関連法人株式の譲渡 国内のゴルフ場の所有・経営に係る法人の株式の譲渡 等	PEに帰せられ るべき所得 【法人税】	【法人税】 改正後新に適用の 対象となる所得
	③人的役務の提供事業の対価 ④国内不動産の賃貸料等 ⑤その他の国内源泉所得			
	⑥債券利子等 ⑦配当等 ⑧貸付金利子 ⑨使用料等 ⑩事業の広告宣伝のための賞金 ⑪生命保険契約に基づく年金等 ⑫定期積金の給付補償金等 ⑬匿名組合契約等に基づく利益の分配			【源泉徴収のみ】
	国内源泉所得以外の所得			課税対象外

(注) ⑥から⑬の国内源泉所得の区分は所得税法上のものであり、法人税法上これらの国内源泉所得の区分は設けられていない。

## 2. 子会社株式簿価減額特例の見直し

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、次の見直しが行われた（法令119の3⑩二）。

### （1）適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の見直し

#### 1) 概要

子会社株式簿価減額特例は、①内国株主割合要件、②特定支配日利益剰余金額要件、③10年超支配要件、④金額要件のいずれかを満たす場合には不適用とされる。このうち、特定支配日利益剰余金額要件について、以下2)の要件を満たす場合には一定の調整計算3)が認められることとなった。

#### 2) 要件

- ① 子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」）終了日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間（以下「対象期間」）内にその子法人の利益剰余金の額が増加していること
- ② 対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいづれかが、直前事業年度の終了日の翌日以後であること
- ③ 一定の書類保存要件を満たすこと

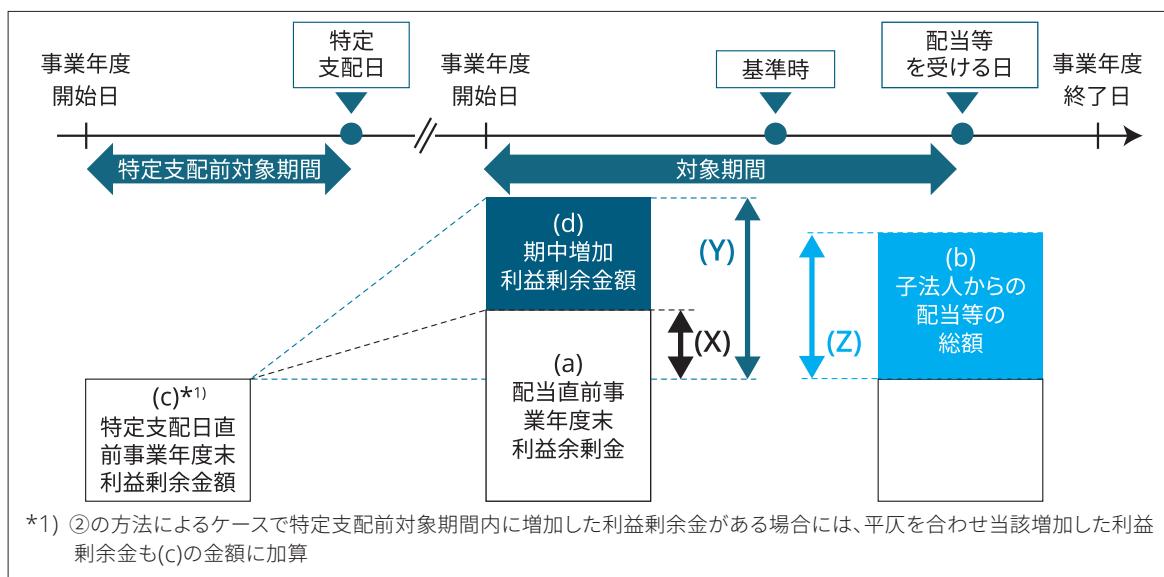
#### 3) 内容

特定支配日利益剰余金額要件の判定式について、下記の②の方法によることが認められる（任意適用）。

① 原則	(X) と (Z) を比較
② 例外	(Y) と (Z) を比較

改正

### 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）



上記改正は、株式帳簿価額から減額する金額に関する特例計算においても援用されている（法令119の3⑪）。

## （2）適用回避防止規定（適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避に対するもの）の適用の緩和

### 1) 概要

子会社簿価減額特例においては適用回避防止規定が設けられている（法令119の3⑭）。この適用回避防止規定には、①合併・分割型分割を用いた適用回避スキームに対応するものと、②適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避スキームに対応するものの2つがあるが、本改正では、②の規定（以下「本適用回避防止規定」）に関連し、必ずしも子会社簿価減額特例の適用回避につながらないと考えられるケースについてその適用の緩和が行われた（法令119の3⑭二）。

### 2) 改正内容

次のいずれかに該当する場合には、本適用回避防止規定は適用されないとされた。

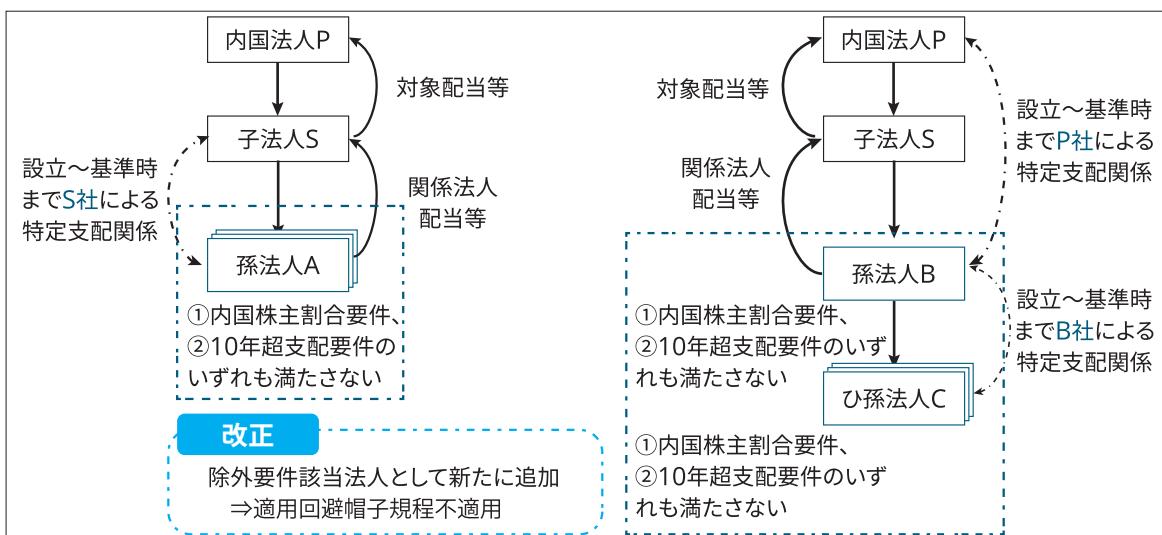
- ① 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子

法人（下図S社）との間にその子法人（S社）による特定支配関係があった法人（以下「孫法人」）の全て（A社）がその設立の時からその基準時まで継続してその子法人（S社）との間にその子法人（S社）による特定支配関係がある法人（①において「継続関係法人」）である場合

### ② 次のいずれにも該当する場合

- (ア) 親法人（P社）と孫法人（B社）との間に、孫法人（B社）の設立の時からその孫法人（B社）から子法人（S社）に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人（P社）による特定支配関係がある場合
- (イ) その基準時以前10年以内に孫法人（下記B社）との間にその孫法人（B社）による特定支配関係があった法人の全て（C社）がその設立の時からその基準時まで継続して孫法人（B社）との間にその孫法人（B社）による特定支配関係がある法人（②において「継続関係法人」）である場合

### <設例>



### 3) 適用關係

上記改正は、令和2年4月1日以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用される（改正法令附則6(5)）。

れる。資本金等の額の計算の基礎となる減資資本額についても同様。

### (2) 改正の趣旨

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする、いわゆる混合配当については、法人税法上、その全体をまとめて「資本の払戻し」として取り扱うこととされており、資本剰余金を減少した金額を基にプロラタ計算した金額が税務上の資本金等の額に対応する金額として取り扱われ、それを超える金額については利益積立金の配当（みなし配当）として取り扱われる。

払戻法人の税務上の利益積立金がマイナスの場合、資本剰余金を減少した金額を超えて税務上の資本金等の額が減額される結果となる場合があり、これについて令和3年3月11日最高裁判決では、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効と判断された。

これに対応し、混合配当についての税務上の資本金等の額の減少額について、資本剰余金の減少額を上限とするよう改正が行われた。

## 3. みなし配当の計算方法等の見直し

### (1) 概要

みなし配当の計算方法等について、次の見直しが行われた（法令23①四、法令8①十八、119の9①一）。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる「払戻等対応資本金額等」は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされる。資本金等の額の計算の基礎となる「減資資本額」についても同様。
- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合における、みなし配当の額の計算の基礎となる「払戻等対応資本金額等」その資本の払戻しに係る各種類資本額を基礎として計算することとさ

みなし配当金額の計算式（法法24①四、法令23①四）

(i) みなし配当金額 = 交付を受けた金銭等の価額 - 払戻等対応資本金額等

(ii) 払戻等対応資本金額等 ≈ 1 ≈ 2 A

$$= \text{直前の資本金等の額} \times \left( \frac{\text{減少した資本剰余金の額}}{\text{簿価純資産価額}} \right) \times \text{株式保有比率}$$

※1 分母の金額を超える場合は分母の額

※2 資本金等の額 ≤ 0 の場合は 0、②資本金等の額 > 0 かつ分母 ≤ 0 の場合は 1、③小数点以下3位未満の端数は切上げ



Aの払戻等対応資本金額等はBの減少した資本剰余金の額を限度とする

資本払戻し法人側の処理（資本金等の額と利益積立金額の減少）についても、同様の改正が行われた。

### (3) 過去の申告分についての取扱い

令和3年10月25日に国税庁のウェブサイトに「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」(<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/saikosai/index.htm>)が公表されている。これによると、本改正と同様の取扱いが過去に遡って適用されることとされており、納税者の状況により国税通則法の規定に基づき期限内であれば更正の請求を行いうことが可能である。

### 4. 法人事業税において損金算入の対象となる外国法人税額等の範囲の明確化

外国税額控除の適用を受け法人税の所得計算上は損金不算入となる外国法人税額等について、法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入する場合において、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は法人事業税の所得等の計算上、損金となる金額に含まれないことが明確された。

以上